

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議開催に当たり、欠席したい旨の届け出がありました議員は7番 中村 明君であります。

ご報告いたします。市内六丁目の田中欣一郎氏より提出されました要望書2件の写しと、渡辺助役より提出されました伊豆新世紀創造祭事業及び新世紀観光振興推進事業に係る調査報告書の写しを配付してありますのでご覧ください。

◎緊急質問

○議長（森 温繁君） ただいま、沢登英信君から、あずさ山の家指定管理者㈱栄協メンテナンスに係る運営について、緊急質問の申し出がありました。

ここで、暫時休憩をいたします。

ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室にお集まりください。

午前10時 5分休憩

午前10時20分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

沢登英信君から、あずさ山の家指定管理者㈱栄協メンテナンスに係る運営について、緊急質問の申し出がありました。

お諮りいたします。

沢登英信君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、沢登英信君の緊急質問に同意の上、日程に追加し、直ちに発言を許すことに決定

いたしました。

沢登英信君の発言を許します。

1 番。

〔1 番 沢登英信君登壇〕

○1 番（沢登英信君） 皆さん、おはようございます。

早速、緊急質問の同意をいただきましてありがとうございます。

あずさ山の家、下田市の農村体験宿泊施設についての条例違反の疑いが濃厚でありますので、その点につきまして質問をさせていただきたいと思うものでございます。

現条例は、地域資源を活用し、都市と農村の体験交流により地域の活性化を図るため、下田市農村体験宿泊施設の設置及び管理運営について、必要な事項を定めるとしているわけですが、先日の6月22日の土屋誠司議員の一般質問に対しまして、当局の答弁に大変大きな過誤があるのではないかと思うわけでございます。食料の持ち込み、あるいは体験施設ですので、体験施設としてそこで調理をし、みずから食することができる、そういう施設になっているわけですが、そういうことが条例の第6条で決められていることが実施できるのか。食堂としての調理もできるし、そういう実施もできる、こういう答弁をされております。

したがって、この施設として、㈱栄協メンテナンスは保健所からいかなる許可をとっているのか、明らかにしていただきたいと思うわけでございます。その許可はいつ幾日申請し、許可をとり、そしてその許可の条件がどのように記されているのか、まず質問をしたいと思うわけでございます。

当然、厨房飲食店旅館業の食堂としての許可をとられているというようなことだと、条例第6条に規定しております、それぞれの宿泊者あるいは宿泊しなくてもその施設を利用する人たちが会議に使う、あるいはそこで自ら持ち込んで調理をするということはできかねる事態になると思うわけでございます。条例で規定しております6条の運用ができかねるという事態に立ち至ると思うわけでございますが、条例違反の許可をこの指定管理者に与えているということになるかもしれないということの疑問が多くあるわけでございます。

そしてさらに、この条例違反の項目につきましては、誠司議員は、桜の老木、80年からたつこの桜は財産であると。財産であることを認めていながら、伐採をしてしまうことを認めた当局の責任というのは、どんな形で問われるべきなのかと。申し出が口頭であったと、そして現場に立ち会ったと。それが、初めての民間の管理としての指定管理者であるにもかか

ならず、そこにある財産をどのように管理していくのかということが、当然、上司にも、助役にも諮られるべきことであると思うわけですが、伐採が許可されてしまうと。

しかも石垣が膨らんで危険だからと、このような理由を付しているわけですが、現場を見ますと、とてもそのような危険はまず考えられない。市が行うそのような危険の対策というのは、まず木を伐採することではなく、空積みになっている石積みにコンクリートできっちり崩れないようにするというような方法が、市の行う方法としては一般的であると、このように思うわけですが。錬成館の建設に伴ってこの木が伐採されたのではないかと疑問がぬぐえないと思うわけですが、この点の経過を再度明らかにしていただきたいと思うものでございます。

それから、この協定書によりますと、基本協定が18年2月2日に結ばれております。そして、あずさ山の家の施設の改築及び新設等に関する協定書が4月28日に結ばれている。しかもこの間、3カ月ばかり実質的な営業はされていない。条例にはちゃんと、新年であるとか、公の施設ですから、多くの人々にサービスをすると。ボーイスカウトや子供たちやPTAの方々や、あるいはまた都会の方々への農村体験施設としてサービスを提供すると。それが、この条例が一定の告示もせずに3カ月にもわたる休業をしている。当然、指定管理が振興公社であれば、4月から営業がされるというものが営業がされずに、この7月7日まで、7月7日の営業もどうかというような事態に至っているわけです。

営業をしないという、サービスを提供しないという告示や手続はまずどのようになされたのか。全くなされていないのではないかとと思うんですが、その点を明らかにしていただきたい。

当然、宿泊施設ですから、2月、3月から予約が入っているわけですが。新年度4月、5月、6月の予約は、先のは4カ月あるいは6カ月前から予約が入ると、こういう状態になっていようと思いますが、どのような予約があり、どのような形でその予約を断ったのか。条例のどこの根拠に基づき予約を受け、あるいは予約を断るという権限が、管理者と、それから4月24日に改築及び新設に係る協定を結んでいるわけですが、市長と指定管理者である㈱栄協メンテナンスとの関係は、今まで営業してこなかったことについての責任はどちらにどういう形にあるのかということですが。

それから、第6条の宿泊施設の料金は、それぞれ下田市以外の方々は4,000円、3,000円、3歳児以上2,000円と、このような規定になっているわけですが、予約を申し入れ、問い合わせをした人々から、宿泊費4,000円のところが5,500円である、あるいは4,500円の

宿泊料をいただきますと、このような返事が返ってきているようでございますが、これまた条例のどこに基づきそういう料金体系になるのか、その運営について明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

それぞれの点について多く条例違反、7月7日にこのまま栄協メンテナンスが営業を再開するということになりますと、下田市体験宿泊施設条例に大きく何点もの違反が出てくるといふ事態に立ち至ると思うわけでございます。

さらに、錬成館の建設が今進められているわけでございますが、7月7日というと、建設途中にお客さんを受け入れると、こういうことになろうかと思えます。この基本協定において、担保等々に入れてはならないと、入れた場合は指定管理者を解除すると、こういうぐあいと言っているわけでございますが、この期間の影響、メンテナンスの対応は、指定の解除に照らしてどういう問題を含んでいるのか。むしろ一定の始末書なり、きっちりした責任の所在を明らかにすべきではないかと思うわけでございます。

さらに、担保として解除するという形になりましても、具体的には、公園下の下田 林さんの例に見られますように、城山公園市民の土地を貸し付け、そこに民間の建物が建てられるということになりますと、なかなか解決が見つからない。返して下田市としてその土地を利用したいということになりましても解決が見つからない。裁判までしても解決が見つからないというような事態に立ち至っているわけでございます。まさに協定で結んでいるからそのような補償は担保されているということは、現実の問題としては必ずしも担保されているとは言えないと思うわけでございますが、そのような点についてあわせて質問をいたします。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 当局の答弁を求めます。

番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） 休憩をお願いします。

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前11時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の答弁を求めます。

番外。

○産業振興課長（土屋孝一君） 長い間休憩をいただきまして、まことに申しわけございません。ありがとうございました。

それでは、お答えしたいと思います。

旅館業法等の許可の申請日並びに内容等ということでございますが、これに関しましては、指定管理者の方から私たちもまだいただいておりませんので、これは至急彼らからそのものを徴収した上でご回答したいと思います。

それから、桜の伐採についてですが、桜の伐採につきましては、管理側といたしましても危険性があるということで判断いたし、伐採したものでございます。

それから、3カ月間営業がなされていないと、このようなことがどのような行為で行われているのかということであったかと思えます。規則並びに協定書等に市長の判断等がうたわれてございます。これにより、我々の方は口頭により、向こうとの協議の中で行ってきております。沢登議員がおっしゃっておられます告示行為等の正式な対応ではございませんが、そのような形の中で行っております。

それから、予約者に対する断り等の中でのいろいろ問題点が指摘されたと思えます。これにつきましては、具体的にどのようなものなのか、そういうものが実際にあるのかどうか、詳しく調査してみたいと思えますので、これにつきましても、先ほど言いました緊急に行っていききたいと思えますので、その調査結果でご報告申し上げたいと思えます。

もう1点、料金のことで、4,000円のところを5,500円というような回答をしているようでございますけれども、これにつきましても、私たちの方ではそういうことは聞いておりませんので、今回の調査にあわせて、どのような形でそれが伝わっているのか、またそれがおかしいやり方なのかどうか、この辺につきましても調査していききたいと思えます。

それから、錬成館の建設につきましては、経過といたしまして、同施設につきましては、今後の山の家の利用促進につながるということの考え方から、政策会議等において協議いたし、設置を承認することとなったわけでございますが、私権の設定による権利問題等を考慮いたしまして、当該用地を普通財産に変更して貸し付ける方法とはせずに、地方自治法第238条の4第4項による行政財産の一時占用許可による対応が可能かどうかを県市町村行政室に照会をし、判断を仰ぎました。

その結果、本会議でも助役の方から回答がございましたように、地方自治法第238条の4第4項、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」とありますけれども、同法の逐条解説におきましては、特に土地を堅固な建物の

敷地として使用させるような長期にわたる使用の許可については、慎重な配慮を要すとされているということから、対応策として、1、当該地域を普通財産に分類がえをして貸し付ける方法、2、下田市が当該管理者から寄附を受け市が建設を行う、3、この1と2ができない場合は一時占用を認めることとするけれども、協定書において、指定管理者終了時に原状回復措置を行うこと、もしくは市に寄贈するなどの確実な履行を確約した上で行うこと。なお、この場合は指定管理者が出資建設したとしても、私権の設定はできないと、このような回答を得ております。このような回答の中で、3番の一時占用を認めるという形の中で行ってきておるわけでございます。

また、指定管理者が承認申請書の中で自ら新設、改築等に係る費用を全額負担するが、その権利主張は行わない。また、指定管理を取り消された場合、寄附または原状回復すると、こういう旨の記述がしてありますことから、この新設の承認を行うに当たりまして、市の方は協定書において、条文的には、事業の実施により、乙が新たに設置する施設については、指定管理者として指定された指定管理の期間が引き続き乙に約束されているものではないため、指定の期間満了または通則条例第11条の規定により、指定管理者の指定を取り消されるなど、乙が指定管理者として管理を行わなくなった場合、乙が設置した施設について、甲が今後も当該施設を活用する場合は、基本協定書第44条第1項の規定によらず、乙はその施設を無償で甲に譲渡するものとする、このような条文によりまして、権利問題を排除する担保としておるところでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢渡英信君） あずさ山の家の選定委員長もされた助役及び市長にお尋ねをしたいと思うわけでございます。

旅館業法の許可あるいは飲食店営業の許可と、こういうものは当然法律に基づいた許可で、保健所が管轄しているところだと思います。どういう許可条件になっているのかただしていただきたい。保健所に問い合わせ確認をしていただきたい。

下田市体験宿泊施設条例の第6条に規定されておりますそれぞれのサービスが、今の栄協メンテナンスの運営の仕方できっちり保障されているのか、担保されているのかという点について再度助役にお尋ねをしたい。具体的には、宿泊施設に宿泊している方は炊飯施設等を無料で使用ができる、あるいは宿泊していなくても100円出せば使用ができる、浴室も150円、あるいは3歳児、小さい子については50円でお風呂に入れる。あるいは炊事道具については

一式500円で借りられると、こういう規定が、第6条に施設の利用規定があるわけですが、この使用規定が㈱栄協メンテナンスの7月7日からの運営で保障がされているのか。もし保障されないとすれば、7月7日からの営業についてどのようにするのか。条例違反の営業を認めるというようなことになりますし、この条例を認めれば、逆に旅館業法や飲食店営業店の法律に違反をすると、こういうことになるのではないかと思うわけでございます。その点を後で調べるではなくて、ここではっきりしていただきたいと思うわけでございます。

さらに、6条にかかわります行為に従って3カ月間も営業ができなかったと、結果として、施設整備をするためという形で今日まで延ばされてきているわけでございます。

そしてさらに、この宿泊料については4,000円、3,000円、2,000円、市内の方は3,000円、2,500円、2,000円、このように定められておりますし、宿泊以外にも部屋貸しといいますか、食堂を借りる、あるいは部屋を借りるということはできて、そこで体験交流ができると、こういうシステムになっているわけですから、具体的に5,500円というぐあいと言われてた、予約を申し込みをしたら、そういう実態があるわけですので、条例に定めます料金と自主事業に伴う料金の関係が、指導や表示がどのようにされ、議論がされているのか。当然、選定委員会の中でそれらのものもきっちり整理されているべきであると思うわけです。選定委員の皆さんは、7月にならなければ営業が始まらないと、このように想定していたのかいないのか、これらの点を再度明らかにしたいと思うわけでございます。

それから、一番の問題は錬成館に係ります公の施設、それぞれ法的な協定を定めて、大丈夫だよというような保障をされているんでしょうが、現実の問題として、城山公園下の下田 林さんにかかわる家屋の問題は、具体的に裁判にかけてもけりがついていない。そういう意味では、公の施設であるあその土地に建物を、20年なり25年なり耐用年数があります錬成館を建てさせるということについては、それは個人の会社のものだと、栄協メンテナンスのものだということになるでしょうし、相続や債権や債務の変更が自由にできると、他の法律とのそごというんでしょうか、関連が出てこようと思うわけでございます。そういうことがあくまでもないようきっちりした対応を、単なる協定だけではなくて進める必要があると思うわけですが、その点についても再度お尋ねいたします。

以上です。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 営業の許可の問題でございしますが、これは先ほど課長の方からも答弁いたしましたとおり、今、担当課の方でそれを求めるべく手当てをしていますので、この議

会、今日の間にお配りできるかと思えます。

それから、2点目のサービスの担保がされているかという、特に炊飯施設、それからだれでも宿泊しなくても利用できるんだということで、その点の質問でございましたが、当然、指定管理者制度を導入するときに、農村体験宿泊施設の条例がありますよ、規則がありますよと、管理協定もありますよと、また公募のための基準もありますよということで、公の施設ですから、大変厳しい条件の中で公募をし、承知の中で決定をしたという経過がございます。ですから、当然にそれぞれの公の施設として定められた条例、規則等は守った中での指定管理者制度でございます。そういうことで、今の段階で、沢登議員は市民からの疑問の声にこたえて質問されたと思えますけれども、課長も答弁いたしましたように、そういう方針でいっておりますので、我々としてはそういうことは把握していませんが、そういう声を謙虚に受けとめまして、再度、指定管理者とその問題については間違いのない管理ができるような詰めをしてきたいというふうに思っております。

それから、自主事業の表示でございますが、もちろん自主事業については十分にやっってくださいよと、収益を上げてくださいよという指定管理者制度の根幹にかかわることでございます。そういう中でも、条例等を遵守の中での自主事業でございますので、これら自主事業のことについても近々、聞くところによりますればパンフ等ができ上がりますので、そのパンフの作成についても担当課と十分な打ち合わせをして、問題の起こらないような料金設定にする予定ということをお聞きしております。

それで、オープンが7月ということ想定したかということでございますが、正直なところ7月ということ想定していませんでした。もっと早い時期にオープンができるというふうに考えていたわけでございますが、何度かお答えしていますように、基本となる水の問題が沸き起こってきまして、指定管理者として、今までの水の取水の方法では大変不安だと、十分なサービスができないということで、いろいろ議論をし、また私どもの方で答弁しているような状況の中で、水の確保を優先させようということをやっております。そのようなことで7月7日のオープンということになったということでございます。

それから、錬成館の関係については、例として公園下のことを沢登議員が言われまして、確かに我々もこれらについては、1回ああいう形になってしまうと、もめたときに解決は難しいということは十分承知ではございましたが、課長も、条文、また県との協議の中でのことを踏まえまして説明したとおり、そういうことの中で認めたものでございまして、沢登議員が言われるように、今後そういうものが起こらないように十分に対応していきたい

というふうに思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 1番。

○1番（沢登英信君） 助役からご答弁いただいたわけですが、1点だけ再度きっちりした、はっきりしたご答弁をお願いしたいと思うわけです。

この条例の第6条に明確に違反をしていると。それは旅館業法あるいは料理飲食店業法の許可をとるために、それに伴う整備をするためにこれが7月まで遅れているわけですから、当然そういう許可をとってれば、このサービスは、普通の料理、レストランの厨房に一般の人が入って自分で料理するなんてことは、だれが考えたってできないことですね。そういうことから言えば、条例違反ということは明らかであると思うわけです。条例違反の実態を、7月1日から営業するんだと言っているんですから、どのような措置を指定管理者を指定した責任者としておとりになるのか、その1点をお尋ねしたいと思うわけでございます。条例どおりのサービスができかねるのではないか、できるかどうかということです。

○議長（森 温繁君） 番外。

○助役（渡辺 優君） 改めて言うまでもなく、この公の施設は、農村体験宿泊施設条例ということで、言われるとおりの自炊もできる施設であるというのが大変目玉になっております。

そうした中で、自炊施設というのは、今の本体の建物の裏側に炊飯施設も含めた自炊施設があります。これは当然自炊施設として活用できます。それから、喫茶室、会議に使うような部屋がありますけれども、その後ろ側に調理施設がありまして、ここで自由に持ち込んだ物品を調理できるということになっておりますが、これらについては、今までの質問の中で課長が答弁していますように、食中毒等々で指定管理者施設としては大変不安があるということも聞いておる中で、自分の持ち込みよりも、発注をしてくれれば用意をいたしますと、そしてその調理室で調理ができますと、そういう形にしていますということを、今までの質問の疑義の中で私どもも確認をしております。

ですから、条例に違反するということじゃなくて、条例の中での若干規制がかかりますけれども、今までどおりの活用、使用はできるというふうに聞いております。

○議長（森 温繁君） これをもって1番 沢登英信君の緊急質問を終わります。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議

第43号 指定金融機関の指定について、議第44号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについて、議第45号 河津町の公の施設を下田市住民の使用に供させることについて、議第46号 河津町との公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第47号 下田市板戸海水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第48号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第52号 下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例の制定について、議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）、議第54号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第55号 平成18年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）、議第56号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第57号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第58号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第59号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、請願第1号 未給水地域に水道施設を求める請願、以上18件を一括議題といたします。

これより、各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、厚生文教常任委員長、伊藤英雄君の報告を求めます。

3番。

〔厚生文教常任委員長 伊藤英雄君登壇〕

○厚生文教常任委員長（伊藤英雄君） 議長のご指名により、厚生文教常任委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

- 1) 議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 2) 議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）（本委員会付託事項）
- 3) 議第54号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

4) 議第55号 平成18年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号)

5) 議第56号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)

2. 審査の経過。

6月26日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より河井健康増進課長、糸賀福祉事務所長、鈴木環境対策課長、村嶋税務課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算(第1号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第54号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第55号 平成18年度下田市老人保健特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第56号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

○議長(森 温繁君) ただいまの厚生文教常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) これをもって厚生文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長、鈴木 敬君の報告を求めます。

5番。

[建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇]

○建設経済常任委員長(鈴木 敬君) 建設経済常任委員会審査報告書を申し述べます。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のように議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第44号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについて

2) 議第47号 下田市板戸海水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

3) 議第48号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

4) 議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算(第1号)(本委員会付託事項)

5) 議第57号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

6) 議第58号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

7) 議第59号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)

8) 請願第1号 未給水地域に水道施設を求める請願

2. 審査の経過。

6月26日、27日の2日間、第3委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より藤井観光交流課長、土屋産業振興課長、宮本建設課長、長友下水道課長、磯崎水道課長の出席を求め、また、請願第1号の審査に当たりましては、紹介議員である土屋雄二議員の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第44号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについて。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第47号 下田市板戸海水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第48号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算(第1号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第57号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第58号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第59号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 請願第1号 未給水地域に水道施設を求める請願。

決定、閉会中の継続審査。

以上です。

○議長(森 温繁君) ただいまの建設経済常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

10番。

○10番(小林弘次君) 委員長ご苦労さまでございます。

1点だけお伺いしたいと思います。須崎漁港区域内公有水面埋立てについて、やむを得ないものとして認めるということですが、埋め立て免許の申請者はどちらでしょうか。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

○建設経済常任委員長(鈴木 敬君) お答えします。

下田市長です。

○議長(森 温繁君) ほかにありませんか。

1番。

○1番(沢登英信君) 44号ですが、この埋め立ての必要性及びこの埋め立てによっ

て想定される効果というんでしょうか、そういうものはどういものが想定されているのか、その点での議論はされたかどうかお尋ねいたします。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

○建設経済常任委員長（鈴木 敬君） お答えします。

今回の埋め立ては、これまでの須崎漁港の改修工事の一環でありまして、その延長線上にありまして、あえて今回について、さまざまな影響等々についての議論はありませんでした。質疑はございませんでした、委員会において。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

2番。

○2番（土屋 忍君） 請願第1号の決定、閉会中の継続審査ということになっておりますけれども、これはなぜ継続審査になったのかだけ、委員会の中の状況をお願いします。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

○建設経済常任委員長（鈴木 敬君） 委員会において、紹介議員あるいは市当局から説明を受け、その後、委員の方からさまざまな質疑が出ました。

その中で、例えば住民の意向、これから仮に負担が100万とかそういうふうになったときに、住民がそれでも受けられるのかどうかとか、住民の意向とか、あるいは現地の状態ももう少し自分で見てみて、本当に新しく水道を引くのか、あるいは現在の受水設備を改良することによって何とかなるのか等々のこと、ほかにもいろいろありますけれども、等々の疑問が出ました。

もう一つは、水道課の方の第6次拡張計画が平成22年までだと。その間に新たに未給付地域の工事をするのはちょっと無理だと。時間的な余裕もあるというふうなことで、より慎重に審査をするために、議会の閉会中に現地に委員会で行ってみたいと。見てみて住民の意見も聞いてみたいと。その上で9月の議会にもう一回この件に関して審議しようというふうことが委員会の多数になりましたので、その旨、議長の方にも閉会中の継続審査のお願いをし、そのような形で対処するというふうなことを決めました。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

13番。

○13番（大黒孝行君） ご審議を慎重になされたということで敬意を表するものでございます。

建設課の所管というものは、建設工事、水道すべてが環境に非常に密着な事案を含んでい

ると思います。そういう面で、須崎区域内の水面埋め立てについても、環境に対する配慮等々が審議の中で行われたかどうか。

なおかつ、こういう財政危機のときにこれを進めるということは、市の負担分としての財政出動も必要だと思いますので、これを立ててもらって見直すという議論があったのかどうか、その辺を少しお聞かせいただきたいと思います。

下水道に関しましても水道に関しましても、環境から始まったような事業でもございますものですから、その辺の関連の議論が何かなされたのか。

水道に関して申し上げれば、水道事業というのは昔から、大変エネルギーを必要とする事業であると、そういう面では、電力需要の逼迫するときに、節電等々のことも含め、節水の啓蒙をずっと継続してやっていたらっしゃるか、その辺の議論がなされたかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

〔建設経済常任委員長 鈴木 敬君登壇〕

○建設経済常任委員長（鈴木 敬君） お答えします。

ただいま大黒議員からの質問のあった点について議論したのかというふうなことですけれども、ほとんどのことについて、委員会の方ではその点の質疑は出ませんでした。須崎漁港のことに関しても、先ほど沢登議員の質問に答えたとおり、これまでの継続事業であるというふうなところから、やむを得ないものと認めるというふうなことで、それほど環境の問題等々の問題は触れていません。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務常任委員長、土屋勝利君の報告を求めます。

9番。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） 総務常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第43号 指定金融機関の指定について

2) 議第45号 河津町の公の施設を下田市住民の使用に供させることについて

3) 議第46号 河津町との公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

4) 議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

5) 議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

6) 議第52号 下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例の制定について

7) 議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算(第1号)(本委員会付託事項)

2. 審査の経過。

6月26日、27日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より土屋企画財政課長、出野総務課長、山崎市民課長、森出納室長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地の視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第43号 指定金融機関の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第45号 河津町の公の施設を下田市住民の使用に供させることについて。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第46号 河津町との公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第52号 下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算(第1号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上であります。

○議長(森 温繁君) ただいまの総務常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

3番。

○3番(伊藤英雄君) まず、まちなみ景観整備基金条例についてお尋ねをいたします。

この条例において一番の問題点は、下田市歴史的建造物保存条例との関係であろうかと思えます。

下田市歴史的建造物保存条例によれば、「この条例は、下田市のもつ地方文化及び地域的遺産を象徴する歴史的建造物その他なまこ壁を保存することにより、観光の発展に寄与するため、必要な措置を定めることを目的とする」となっております。歴史的な建造物を保存しておこうということで、下田市では歴史的建造物を指定しておるわけなんです。この下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例によれば、「市内に残る歴史的な建造物の保存及び活用並びにこれらの建造物と一体となったまちなみの景観整備を図り」、以下略させていただきますが、歴史的な建造物を残すのに、この基金はどのような運用方法をもって行うのか、運用の基準、ルールというものはどのようなになっているのかが大変疑問に思われるわけです。

下田市が歴史的建造物として指定しているものについては、所有者の保存のための修繕については、この施行規則第6条において、経費の補助の基準は2分の1とし、200万円を限度額として、予算の範囲内で支給するとあります。しかし、この基金条例の方で運用が明確になっていなければ、指定を受けたところの所有者は自分の費用で直さなければならない。市から補助を受けられるのは2分の1の範囲内で200万円が限度だ。しかし、指定を全く受けなくて、市長が歴史的建造物だと言え、この基金によって個人の負担が全くなく、あるいは200万円という限度がないままに、基金が、寄附と税金が投入され得るものなのかどうか、その辺を1点、まずお尋ねいたします。

さらに2点目では、まちなみ景観の整備計画についてであります。この整備計画については、公募によらず随意契約で行うと、既に業者が決定しているということであり、この業者については下田市に指名参加願が出ていないと聞いております。そもそも指名参加願というのは何のために行うのでありましょう。指名参加願が出ていない業者にどんどん随意契約で発注するというのであれば、指名参加願そのものが形骸化するものだと思いますが、その点いかがでしょうか。

これまで下田市は、リノベーションに1,000万円、調査に500万円を使っておりますが、いまだその資料、調査内容、計画が生かされているとは言いがたいものがあります。この基金においても、その運用の方針あるいは歴史的建造物保存条例における歴史的建造物をいかに残していくのか、ここの関係が不明確であれば、これまたこの調査もむだに終わるのではないかという危惧をするのでありますが、その点はいかがお考えでしょうか。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） それではお答えします。

先ほど、保存条例があって、今の指定されているものについては2分の1を補助していくというようなことですが、この点について、我々の方も当局と、総務委員会においていろいろ話をしました。そして、実際に今の時点では、市財政の状況ではなかなかそういう予算的なものを組んでまではできないのが今の状態であるということで、今の状況ではそういうことであるということで、今回の条例については、基本的には現在のまちなみの景観と、そして南豆製氷についての一部調査、そういうものをしていくために条例を制定してあるということでございます。あくまでも今回の条例については現地調査をしていくということで、予算上の問題ではありますが、そういうことで調査の費用ということで伺っております。

〔発言する者あり〕

○議長（森 温繁君） 暫時休憩いたします。

午前 11時 47分休憩

午後 0時 5分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで午後1時まで休憩します。

午後 0時 6分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまの3番議員の質問に対しまして、総務委員長の答弁を求めます。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） 大変長時間とって申しわけありません。答弁をさせていただきます。

本基金条例と歴史的建造物保存条例との関連についてであります。この基金条例は、広く市内外の有志による歴史的建造物の保存について寄附金の受け皿として定めるものであります。当然その処分に当たっては、歴史的建造物の保存に関する補助金の原資に充当することが可能であります。

なお、歴史的建造物等の定義があいまいであるが、市当局の説明では、事前に市指定の歴史的建造物、国・県・市指定の歴史的文化財、さらに登録文化財等の保存については、基金からの充当はあり得るというものであった。

なお、委員会は、この条例の運用、処分に関する基準を明確にすべきだと当局にただし、当局は、基金条例制定後、速やかに制定するとの答弁を得ている。

質問の第2点で、400万の委託料の件ですが、ご指摘のとおり、予算編成の段階で請負業者が決まっているという極めて異例な予算編成であるが、加えて、この原資は下田市商業協同組合の600万円の寄附金であることから、下田市商業協同組合の要望を無視できない編成となっているので、要望書は旧市内の歴史的建造物の調査、旧南豆製氷建物の構造上の調査に充当してほしいという内容からして、これまで旧南豆製氷等の調査に携わった東京のNPOの地域再創生プログラムに調査を委託するという内容であって、法的には、地方自治法施行令第167条の2による随契有利という条文を適用したとの当局の答弁であった。

当局答弁で、本調査の歴史的建造物並びに旧南豆製氷、まちなみ景観整備基金条例の事業計画が不明確な状態では、十分な事業効果を得られるとは思えないとの意見もあったが、種々の事情によりやむを得ないものと認めた。

なお、本調査委託については、土屋誠司委員より修正案が提出され、伊藤議員の指摘される事情等を勘案し、基金からの繰出金を削り、支出において調査委託費400万円を削る修正案が提出され、本委員会は、修正案の採決では可否同数となり、委員長の私が原案賛成ということで、修正案を否決した経過がある。

なお、個人所有の南豆製氷に対する公金の支出は、今後の利用あるいは施設の改修等につ

いて、市と所有者との関係を定めた協定書あるいは覚書等は一切存在せず、この点については問題があるという修正意見もあった。

以上です。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 答弁ありがとうございます。

下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例の概要を見ますと、この基金の使われ方のところに2つありまして、1つは歴史的建造物等の保存・活用に関する事業とあります。例としては、歴史的建造物保存条例で指定された建造物、登録有形文化財として登録された建造物その他市長が認めた建造物とあります。この場合問題になるのは、歴史的建造物保存条例では、2分の1以下、そして200万円を限度とする制限があるわけです。ところが、ほかのものについては制限がないわけです。

いやしくも法治国家であれば、法に基づいて執行されなければならない。公金に支出は法に基づいて行われなければならない。法に基づくと、歴史的建造物に指定されたところは制限される、しかしながら市長が指定したところは無制限である。市長に条例に基づかない権限を与える、これを人治主義と言うわけです。人によって治めるというわけです。市長の判断によって公金の支出ができると、基金を使ってできると。

この基金条例の使用について言えば、今までは保存条例施行規則において、公金支出について一定の枠があった。法治主義。しかしながら、今回については、この指定以外の物件については、その他市長が認めた建造物については制限がない。これはもう幾らでも使える。個人の負担も所有者の負担もなくてもいい。この権限を与えてしまう。

総務委員会でも慎重に審議されたと思いますが、これがもしこの議会で通れば、民主主義の一つの敗北であろうと。法治主義が一転敗れたという印象をぬぐえないものでありますが、このように、下田において先祖伝来、親代々その家を守り、苦勞しながら歴史的建造物の指定を受け、制限を受けながら守ってきた、その家については制限を設け、市長がいい家だな、歴史的建造物だなということについては制限を設けない。これは不公正あるいは不平等ではないかと、こういう疑念を持たれるような基金の運用であっては問題が残るのではないかと、将来に禍根を残すのではないかとおられますが、委員会ではどのような見解をお持ちなのかお尋ねいたします。

さらに、歴史的まちなみ景観活用計画策定業務委託については、可否同数で委員長裁決によって予算を可決したというお話がありました。については、いかなる理由による賛成意見で

あったのか、そして、それを否決して修正案が出された修正案の意見はどのようなものであり、委員長はいかなるお考えに基づいて修正案を否決されたのかをお尋ねいたします。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） 最初の質問でございますが、委員会においては、その点については質疑はされなかった。

〔発言する者あり〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） 先ほど、当局は基金条例の制定後、速やかに制定をするということで、一応話がありました。

その次に、今の随意契約に対する理由ですが、この事業を行うについて、私が賛成をした理由は、このまちなみの事業をやらなければ、下田市の今後の事業体制がとっていけないというような判断の中で、私どもは、この事業に対して、自治法施行令第167条の2の7号で、下田市の有利性という中での判断をさせていただいたということで、賛成をさせていただいた理由でございます。

○議長（森 温繁君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 最初の質問に対して、何かつくるといような答弁で、何をつくるのかよく聞き取れなかったのでありますが、いずれにしましても委員会において基金条例が可決されたわけであります。

本議会において可決されるかどうかはまだ未定であります。万が一可決されるようであれば、歴史的建造物として指定を受け、さまざまな制約の中、残してきた、こちらに名簿一覧15件載っております。鈴木正俊ほか8名、下田市一丁目70——雑忠家、約100年前。松本貞男、下田市二丁目576の1、松本旅館、安政2年。櫛田富美子、下田市二丁目520、明治30年ごろ。佐久間陽子、下田市三丁目676、約80年前、このように苦勞しながら残してきた市民が割を食う、そういう基金の使われ方がないように、今後の議会あるいは当局に、いろいろありますがお願いをしたいと思います。

なお、まちなみ景観策定業務については、委員長はまちづくりに対して必要であるということでありましたが、しかし、今までの委員長答弁で明らかになったように、実はこの基金の運用はどう使われるかについては、今後の問題だと言っているわけです。今後検討していくんだと言っておるわけです。しかし、リノベーション、そのほかで明らかになったのは、どのように実際に運用されるのか、この保存条例との関係はどうなるのか、ここが明確でなければ、恐らく調査あるいはこの企画がつくられても、絵にかいたもちで終わるのではない

かという危惧を大変強く持っているのであります。

今後の事業執行の中において、今回の400万円が絵にかいたもちにならぬように、そしてまた、委員会においては、今後、基金について、予算が恐らく早ければ9月補正あるいは来年3月には、基金への繰り入れの予算が出るのではないかと予想されますが、その節においても慎重なる審議をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

14番。

○14番（増田榮策君） 今の議論を聞いていて、私は頭が悪いものですから整理してみたいと思います。

このまちなみ景観整備基金条例は、市内に残る歴史的建造物の保存と活用だと、こういうことですね、この基金の。それで、基金に関して必要な事項は、運用は別に定めると。この基金を使うものは、国や県や市が指定した文化財、歴史的建造物、また文化財に登録したものだと、こういうことでよろしいですね。

その中で、これには南豆製氷の建物は歴史的建造物ではないから入っていないと、こういうことをございますよね。そうしますと、この基金を使って、業務委託調査では、建造物でない南豆製氷の建物の調査が入っているということは、ちょっと整合性がないんじゃないかと私は素朴な疑問を持っているんですけども、それについてどういうふうに審議したのか教えていただきたい。

そうしますと、委員会の中でそれについて修正が出たと。可否同数になったと。それを委員長判断で否決したと。委員長はこの判断をどういうふうに受け取ったのか、実直に教えていただきたいんです。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） 今回の質問に対して、今回の費用が、国・県の指定もされていないものに対して投入されるということをございますが、それについては、この寄附の原資が要するに下田のまちなみと景観、そしてたまたま南豆製氷の関係の中の寄附の条件として一応調査をしていただきたいという内容文があり、それに基づいたもので、そのために、投入といっても、今の耐震とか、この建造物のどれくらいこれから安全なのかどうか、その辺の調査というような立場でございますので、これが調査しないでこれからの投入ということになると、危険な投資になると思いますので、要するにこの資金はそういう形で調査をするということですので、委員長としても、当然調査をしてからでないと、これからの対応が

できないのではないかなという判断の上で、賛成というような形にさせていただきました。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） 今、答弁を聞いていますと、要するに指定寄附をされた条件として南豆製氷の調査、耐震とか何かをすると、こういうことでよろしいですね。

そうしますと、一番肝心なのは調査した結果、下田市は今、財政的に非常に逼迫しています。調査した結果によっては、これが数百万で耐震ができるか、数千万でできるかわからない結果も出る可能性もありますよね。そうしたときに、寄附以外のもので財政出動があるのではないかと私はちょっと危惧しているわけですが、その辺は委員会の審査ではどのような意見が出たでしょうか。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） 委員会におきましては、あくまでもこの条例と予算のときに、今の現状として調査をするためだという内容でございますので、その先の問題については検討はなかったと思います。

○議長（森 温繁君） 14番。

○14番（増田榮策君） そうしますと、財政出動があるかないかは調査の結果を待たなきゃわからないと。わからないのに調査をするということだと、その辺のところは指定寄附の根拠と違うんじゃないか。調査をすればそれでいいのかと、単なる調査をすればいいのかと、私は素朴な疑問を持つんですが、調査したその結果を対応してくれということではないんでしょうか。そうじゃないんですか。要するに調査をして、耐震が必要ですよ、必要でないですよという、その結果を出してそれに対応してくれという指定の寄附じゃないんですか。そうではないんですか。単なる調査だけでいいんですか。その辺のところがよくわからないんです。明確にお願いします。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

○総務常任委員長（土屋勝利君） 委員会におきましては、調査という中での我々は対応というんですか、その後というのは、その調査の結果、また当局なりが検討すると思いますので、その先までは私ども委員会においては検討はありませんでした。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

13番。

○13番（大黒孝行君） 態度を明らかにする議論は大体尽くされたようには思いますが、1つだけ、ここに組み込まれておりますところの610万円の10万円の方なんです、その基金

の趣旨も、今、委員長がお話しされたような趣旨で寄附をいただいたものかどうか、その辺の議論は委員会ではなされましたか。

〔「610万円の内訳ですか」と呼ぶ者あり〕

- 13番（大黒孝行君） 600万の部分じゃなく、くっついている10万円の部分で、それも、今、委員長がおっしゃったような事由によって寄附をなされた性質のものであるかどうか議論が及びましたかという、お願いをいたします。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

- 総務常任委員長（土屋勝利君） 10万円の方は、先般、文化会館で、ちょっと歌手の名前はわかりませんが、老人クラブの方で事業をやり、その10万円は、まちづくりのために使ってくださいということで寄附をなされたということを知っています。

- 議長（森 温繁君） 13番。

- 13番（大黒孝行君） 委員会でも議論がなされたということですよね。

〔「そういう報告がありました」と呼ぶ者あり〕

- 13番（大黒孝行君） 私の感覚だと、老人クラブなもので、趣旨としてはチャリティーコンサートと銘打ってやる寄附金だったんです。そこから受けた寄附金だと私は認識したもので、チャリティーというのは基本的には福祉の方へいくような性格のものじゃないかと思ったものですから、違和感を持ったものですからお聞きいたしました。

それと同様に、今後寄附をする方々に、納めてくださいという書類を出していただくときに、これはこういうものに使ってと選択肢をいっぱい用意しなきゃならない条例の煩雑さが生まれるんじゃないかと危惧するものですが、その辺の議論はどうですか。

〔総務常任委員長 土屋勝利君登壇〕

- 総務常任委員長（土屋勝利君） 委員会におきましても、当然、今後そういう寄附金を受けるときの内容というか、そういうものは十分に精査した中で受けていくようにということで、委員会の方は審議はされております。

- 議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（森 温繁君） これをもって総務常任委員長に対する質疑を終わります。

◎議第53号修正案の上程・説明・質疑

- 議長（森 温繁君） 次に、議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）に対

して、土屋誠司君外 1 名からお手元に配付いたしました修正案が提出されました。

提出者の説明を求めます。

15番。

〔15番 土屋誠司君登壇〕

○15番（土屋誠司君） それでは、議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）に対する修正案について説明いたします。

第1号の一部を次のように修正するものであります。まず、予算書の1ページの第1条中の2,194万2,000円を1,794万2,000円に、81億4,094万2,000円を81億3,694万2,000円に改めるものです。これは、19款2項1目9節の歴史的まちなみ景観整備基金繰入金400万円を削除するというものであります。

今までもいろんな質疑等で明らかになっておりますけれども、まず理由として、下田市歴史的まちなみ景観活用計画策定業務委託先が既にNPO地域再創生プログラムに随意契約すると決定されていることであります。この業者は下田市に指名参加願も出ていないのに、業務委託の随意契約は地方自治法、下田市契約規則に対して極めて違法性が強いものであります。

次に、下田で22回調査や意見交換会の開催をただけで、計画策定業務の実績がない業者であるのに、著しく随意契約が有利としての委託は問題であります。この計画策定業務は、本来1,000万円もするものを400万円で業務委託するといいますが、計画書の設計書には399万303円であることであります。特定非営利活動法人NPO地域再創生プログラムへの委託は、以前のリノベーション計画の失敗と同様になるおそれがあります。

個人の建物であります南豆製氷の持ち主との協議の合意など、覚書など何もなく、口約束での借用であるのに、構造など個人の建物の現況調査に公金の支出は執行権の不当な乱用であります。下田市商業協同組合からの寄附採納願いには条件などは一切ない一般寄附であると言っておきながら、要望書に旧南豆製氷の建物の構造など現況調査、保存・活用の実践に役立てるの要望を受け入れることはいかかなものかと思えます。

まちなみ整備構想書もなく、個人所有の建物調査に公金の支出は認められない。伝統的なまちなみ景観活用計画策定はもう一度精査すべきで、400万円の削除の修正案を提出いたしました。

以上です。

○議長（森 温繁君） 提出者の説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって修正案に対する質疑を終わります。ご苦労さまでした。
自席へお戻り願います。

以上で、委員長報告と質疑及び修正案の説明と質疑を終わります。

○議長（森 温繁君） これより各議案について、討論、採決を行います。

まず、議第43号 指定金融機関の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第43号 指定金融機関の指定については、委員長の報告どおりこれを可決する
ことに決定いたしました。

次に、議第44号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること
にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議ないものと認めます。

よって、議第44号 須崎漁港区域内公有水面埋立てについては、委員長の報告どおりこれ
を可決することに決定いたしました。

次に、議第45号 河津町の公の施設を下田市住民の使用に供させることについてを討論に

付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第45号 河津町の公の施設を下田市住民の使用に供させることについては、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第46号 河津町との公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第46号 河津町との公の施設の相互利用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第47号 下田市板戸海水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決すること

にご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第47号 下田市板戸海水プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第48号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第48号 下田市田牛漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

1番。

〔1番 沢登英信君登壇〕

○1番（沢登英信君） 国民健康保険税の第2号介護者に係る部分、40歳から64歳に係る部分の第2号被保険者の限度額を8万円から9万円に引き上げるという内容でございますが、111世帯637万円、この1万円引き上げることによって131万円の増収を調定額で図るんだと、こういう内容になっているわけでございますが、まさに介護保険の部分の徴収率は85%台でございます。ここの部分をさらに税を多く課税しましても4億1,000万円からの滞納金があると。昨年は3億6,000万円と言われていたものが、この1年間で5,000万円も余分に滞納が増えていると。まさに介護について言えば、8割5分の方々の収納で15%の方々の滞納を放置して、さらに課税額を引き上げていくと、こういうような形で国民健康保険のこの滞納の

いびつさをますます広げていく結果になると、こういうぐあいに考えるわけでございます。既に7万円あるいは8万円で据え置くという自治体もあるわけですので、そういう点からきっちり据え置いて、4億1,000万円からに及びます国保の滞納をどうきっちり整理をしていくのか、この中で財政的にも対応していくということが妥当であると思うわけでございます。一方的な値上げラッシュを国保も含めて進めていくというような方針はいかがかと思えます。反対でございます。

○議長（森 温繁君） 次に、賛成意見の発言を許します。

2番。

〔2番 土屋 忍君登壇〕

○2番（土屋 忍君） 今回の条例改正は、国の法改正に伴い、国保税のうち2号被保険者の介護分の最高限度額を8万円から9万円に引き上げるもので、下田市においては、国保加入世帯7,411世帯のうち、今回該当する世帯は111世帯であります。最高限度額を1万円引き上げるものであり、低所得者への増税の影響もなく、また、近隣市町村におきましては、熱海市、裾野市以外は今回引き上げるというような形になっております。低所得者層への増税の影響もなく、今回の条例改正はやむを得ないものと判断し、賛成するものであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を終わります。

本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第49号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第50号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第51号 下田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第52号 下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第52号 下田市歴史的まちなみ景観整備基金条例の制定については、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

まず、原案に対する賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 次に、原案と修正案の両方に反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 次に、修正案に対する賛成意見の発言を許します。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

○10番（小林弘次君） 議長の許可を得まして、土屋誠司議員から提案されました補正予算の修正案に対して賛成の討論をさせていただきます。

既に総務常任委員会の委員長報告でも明らかになりましたように、今回の補正予算の中で注目されていたのが、下田市商業協同組合等から出されました600万円の寄附金を、基金条例を制定してその寄附金を受け入れ、直ちにその600万円のうち400万円を一般会計に繰り出して、400万円で旧南豆製氷の耐震構造等の調査を行うと、こういう内容のものでございます。

これに対して、土屋誠司議員は、1つは、下田市の南豆製氷に対する公金の支出についての原則的な市の利用計画あるいは活用方法、それに伴う所有者と市の明確な協定あるいは覚書がないと、こういう状況のもとでの公金の支出は、これまでたびたびリノベーション計画という名のもとで行われてきた空き家あるいは歴史的建造物等の調査の結果とほとんど同じ結果、調査されたにもかかわらず全く活用されないままむだに支出されたと、こういうことになるのではないかという指摘であります。

ご承知のように、委員長報告では、その原資となった400万円は寄附金による基金からの繰り出しであります。基金の運用に当たっては、委員長報告はどう言っているか皆さんよくお考えになってください。基金の運用は、第1に下田市の歴史的な建造物の保存条例に基づく、処分だと。第2番目に、市指定の文化財、国指定の文化財、県指定の文化財等に対する処分。次に、登録文化財としての処分というか、それに対する処分。いずれも一般会計を通

じて処分するということになっております。

したがって、現在の段階で、南豆製氷は増田議員が指摘されたように登録文化財でもないし、市指定の歴史的建造物にもなっておりません。ただ1点、景観上必要であると、こういう点があるかと思えます。

そこで私は、修正案で出されたように、そういう必要性等についてはもう少し、歴史的な建造物というよりも登録文化財としての所有者からの申請が出されて、さらに登録文化財としての保存について、あるいは活用について、下田市と所有者が明確な、市民にわかりやすい形での協定なり契約、覚書が交わされて、その上できちんとした調査をしていかなければ、大変な問題になるのではないのか、この指摘はまさにそのとおりだと思います。これは一つ誤りますと、今申しあげましたこの基金の原資となった商業協同組合の人たちの貴重なお金をどぶに捨てるようなことになってしまう。大変な苦勞をして600万円も下田市に商業協同組合の皆さんが寄附したと、それを今申しあげましたような手順を踏まず、軽々にここで財政出動する、取り崩してこういうことをする、これはまさにどぶに捨てるような結果になると、これは見えていると思います。

繰り返し申しあげますが、南豆製氷が登録文化財の指定を受ける、あるいはその利活用をめぐって、あるいは整理をめぐって、市との明確な協定、覚書というものが南豆製氷との間でなされる、そういうことの上で、寄附をした人の意向というものを考慮して、調査をするなら調査する、こういうことをすべきである。

ここで慌ててやるというのは、提案者が指摘されたように、NPO地域再創生プログラムという団体に400万の調査をさせますよと、こういうことを初めから決めて予算を編成する。私も長いこと議員をしておりますが、予算というのは予定、計画。初めから請け負う業者を決めておいて予算を編成するというのは前代未聞です。初めから請け負う業者を決めていて予算を編成する、前代未聞のこれまた執行権の乱用とも言うべき事態です。こういうものを議会が認めていけば、議会のチェック機能とは何であるか、これが鋭く問われる事件です。

ご承知のように、設計書が出されました。助役さんはこれに初めから決めてかかるのは、1,000万もかかる仕事なんだと、これを400万でやってもらうんだから文句あるまいと、こういうお話でした。ところが設計書は390万余です。下田市の請負契約、地方自治法に基づく契約あるいは下田市の契約は、原則は一般入札、公入札です。したがって、最低予算を立てたら、少なくとも設計書があるならば、随契するにしても数社の見積もりをとって、私のところでは300万でやります、私のところでは250万円ですと。その上で契約をするというのが、

これが伊藤議員のいうところの法定主義の法律に基づいて、あるいは条例、規則に基づく執行であります。これを無視して、初めから契約する相手、お金を渡す相手を決めて予算編成している。こういうものを伝統ある下田市議会が何のチェックもしないで、これを無批判的に全部賛成する、これはまさに議会の自殺行為になります。最低、仮に地域再創生プログラムという団体が落札するにしても、数社から見積もりをとって、むしろニュートラルな立場で行うという、これが行政執行の原則です。これを無視した行政執行を予算編成の段階で皆さんが許可するという、こんなことになったら大変なことになります。

とりわけ、現在の下田市の行財政にとって、最も改善されるべきことは入札執行をめぐる改善であります。現在、ご承知のように、汚泥再生処理をめぐる全国レベルで談合の問題が摘発され、下田市の汚泥再生処理、あるいは松崎町の汚泥再生処理の請負契約をめぐる大問題になりました。あるいは下田市で言えば、パソコン等の納入の随契をめぐるもたびたび議論になった。そういった経緯の中で、下田市では原則50万円以上の請負等について随契というものはしないと。50万円以下のものについては2社以上の見積もりをとって随契をする。原則公入札と、こういうことが契約規則上明確になっているわけです。契約規則のそういうことに反してまで強行する何の理由があるのか、見当たらないと思います。

私はとりわけそういう点でルールから外れているということを申し上げましたが、もう一つルールから外れているのは、提案者の土屋誠司議員もおっしゃいましたが、本来この手の調査委託というのは、業務の申請ということで、総務課に対して指名入札の参加願を提出するということが常道であります。少なくとも400万円ものお金がかかる業務を請け負うわけですから、当然下田市に指名参加願が出されていなければならない。これも全くないわけです。

加えて、NPO地域再創生プログラムという団体は、議会事務局においてインターネットで調査していただきましたが、実績は皆無です。地方自治体との間でこの手の調査等をしたという実績は皆無であります。いわゆる地域における自主的な学問的な調査活動をしたということはいろんな形であると思いますが、自治体との契約をして行ったという実績はほとんどございません。

以上、私が申し上げましたように、今回の補正予算、とりわけ基金からの400万の繰り出しは、基金のもとになった商業協同組合の意思を、結果としてそういった意思を全く無にするものであり、不当なものである。むしろこれはこの際、もう少し慎重な対応をすべきであるということで、土屋誠司議員から出された一般会計補正予算の修正に賛成でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって討論を打ち切ります。

これより議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

まず、本案に対する土屋誠司君外1人から提出された修正案について、起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立少数であります。

よって、議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）に対する修正案は、否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（森 温繁君） 起立多数であります。

よって、議第53号 平成18年度下田市一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第54号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第54号 平成18年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第55号 平成18年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第55号 平成18年度下田市老人保健特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第56号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第56号 平成18年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第57号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第57号 平成18年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第58号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第58号 平成18年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第59号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第59号 平成18年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、請願第1号 未給水地域に水道施設を求める請願についての建設経済常任委員長の

報告は、下田市議会会議規則第101条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

請願第1号は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、請願第1号 未給水地域に水道施設を求める請願は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎発議第8号及び発議第9号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第8号 まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制（水中集魚灯の使用禁止）を求める意見書の提出について、発議第9号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

16番。

〔16番 嶋津安則君登壇〕

○16番（嶋津安則君） 発議第8号 まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制（水中集魚灯の使用禁止）を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制（水中集魚灯の使用禁止）を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、静岡県知事に提出するものとする。

平成18年6月28日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。賛成者、敬称は略させていただきます。下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由、駿河湾東部（伊豆半島西海岸）の漁場資源を守るため。

まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制（水中集魚灯の使用禁止）を求める意見書。

伊豆半島西海岸及び石廊崎沖の漁場は黒潮や天然の漁礁に恵まれ、伊豆半島賀茂地区の一本釣り漁業者にとっては、イカ、ムツ、キンメダイ、メダイ、イサキ等の根付魚種の良場であり、沿岸漁業者が長年にわたり恩恵を受け生計を営んできた漁場であります。

現在、この貴重な漁場の資源管理については、自主的な操業制限の実施と更には水産庁の指導のもと一都三県（東京都・静岡県・神奈川県・千葉県）の漁業者がそれぞれ「資源管理計画」を策定し、その計画を真剣に実践しているところです。

しかし、同海域はイワシ・アジ・サバを獲るまき網漁業の漁場にもなっており、今では沿岸漁業者の水揚げは激減し、資源管理の面からも問題です。

大中型まき網漁法は水中集魚灯を使用しての極めて効率的で漁獲強度が高く、本来漁獲対象でない魚種や小型魚を文字どおり一網打尽に漁獲できるものであり、乱獲につながる状態を常にはらんでいます。

まき網の操業は一本釣り漁業者が休んでいる夜間（深夜）に行われ、これまで繰り返し違反操業（禁止区域での操業、許可対象外の魚種の捕獲）を行い保安部に検挙されたことや、洋上で違反したまき網漁船を一本釣り漁船が取り囲み抗議する等のトラブルが発生しています。

また、違反とされる許可対象外の魚種を県外港へ水揚げしないような規制も必要と思われます。

まき網漁船側は許可業者であることを楯に、違反行為を否認して譲らない状況ですが、このまま水中集魚灯使用のまき網漁法により違反操業が続くならば、この間、地道に推進してきた資源管理が根底から崩壊するばかりでなく、駿河湾東部（伊豆半島西海岸）の漁場資源の枯渇を招くとともに、沿岸漁業者の経営がたち行かなくなるとは必至です。

については、沿岸漁業者の危機的状況をご理解いただき、関係諸官庁におかれましては下記事項について早急に抜本的対策を講ずるよう強く要望します。

記。

1. まき網漁業の違反操業に対する取り締まり及びモニタリングシステムの導入と罰則の強化（再犯過重）を図ること。

2. 駿河湾東部（伊豆半島西海岸）の距岸5マイル以内の操業禁止と距岸10マイル以内での水中集魚灯の使用禁止を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月28日。静岡県下田市議会。

次は、発議第9号でございます。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣に提出するものとする。

平成18年6月28日提出。

提出者、下田市議会議員、嶋津安則。賛成者、敬称は略させていただきます。下田市議会議員、沢登英信、同じく土屋 忍、同じく伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく増田 清、同じく大黒孝行、同じく土屋誠司。

提案理由、出資法の上限金利の引き下げ等の改正を求めるため。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書。

今日、破産申し立て件数は、平成14年に20万件を突破して以来、平成15年24万件、平成16年21万件と依然として高水準にある。

その多くは消費者金融・クレジット・商工ローン等で多額の債務を負った多重債務者や中小零細事業者であり、リストラ・倒産による失業や収入減などを理由とする「不況型」、
「生活苦型」自己破産が大半を占めている。

この多重債務問題が、自殺や犯罪等を引き起こす要因になっているケースも多く、深刻な社会問題となっている。多重債務者を生み出す大きな要因の一つに「高金利」が挙げられる。

現在、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という）上の、上限金利は年29.2%であるが、この金利については、平成15年7月のヤミ金融対策法（貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という）及び出資法の一部改正法）制定の際、同法施行後3年を目途に見直すこととされ、その時期は平成19年1月とされている。

現在、我が国の公定歩合は年0.10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、年29.2%という出資法の上限金利は大変な高金利である。

一般市民が安心して利用できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げるこ

とが必要である。

また、出資法附則に定める日賦貸金業者（日掛け金融）については、集金による毎日の返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らず違反行為が横行していること等から、その存在意義自体を認める必要性はなく、日賦貸金業者（日掛け金融）に認められている年54.75%という特例金利は直ちに廃止する必要がある。

さらに、貸金業規制法第43条の、いわゆる「みなし弁済」規定は、貸金業者の利息制度法を超える金利での貸し付けを助長し、多くの多重債務者を生み出している。

利息制限法は、経済的に弱い立場に置かれた人々を暴利取得から保護することをその立法趣旨とする強行法規であるにもかかわらず、その例外を認めるような貸金業規制法第43条は、「資金需要者の利益の保護を図る」という当該法律の目的規定とも相容れず、撤廃すべきである。

よって、下田市議会は、国会及び政府に対し、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」を下記のとおり改正することを強く要請する。

記。

1. 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
2. 出資法附則における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
3. 貸金業規制法第43条のみなし弁済規定を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月28日。静岡県下田市議会。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 発議第8号及び発議第9号について提出者の説明が終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第8号 まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制（水中集魚灯の使用禁止）を求める意見書の提出について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第9号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

発議第8号及び発議第9号に対する質疑は終わりました。提出者は自席へお戻りください。
ご苦労さまでした。

次に、発議第8号 まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制
(水中集魚灯の使用禁止)を求める意見書の提出についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第8号 まき網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化及び操業規制
(水中集魚灯の使用禁止)を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに
決定いたしました。

次に、発議第9号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等
の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出
についてをお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第9号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会、建設経済常任委員会、厚生文教常任委員会のそれぞれの委員長から、お手元に配付してありますように、議会閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会の申し出のとおり、平成18年度議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、各常任委員会所管事務調査については、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（森 温繁君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもって平成18年6月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時17分閉会